

平成19年1月29日

企業会計基準委員会 御中

セントラルオートリース株式会社

企業会計基準公開草案第17号「リース取引に関する会計基準(案)」及び企業会計基準適用指針公開草案第21号「リース取引に関する会計基準の適用指針(案)」に対するコメントについて

貴委員会が平成18年12月27日付にてコメントを募集されました、企業会計基準公開草案第17号「リース取引に関する会計基準(案)」(以下「基準案」という。)及び企業会計基準適用指針公開草案第21号「リース取引に関する会計基準の適用指針(案)」(以下「適用指針案」という。)につきまして、以下のとおりコメントをご提出いたします。

1. 適用時期に対する意見

基準案では、平成20年4月1日以後開始する事業年度から適用となっておりますが、実務面での詳細な内容が示されず、税務上の取扱いについても現段階において明確にされていません。したがって、ユーザーへの情報提供、自社(貸手側)の会計処理、税務との調整などの必要条件等について、システム開発依頼ができません。

会計基準の適用時期は、実務面での詳細な内容、基準が示され、税務上の取扱いも示された上で、システム開発に着手できるため、詳細が示されていない現在の状態では「適用時期が平成20年4月1日以後開始する事業年度」については、実務対応が不可能であるため、適用時期を延期していただきたい。

2. 実務対応に関する意見

(1) 維持管理費用相当額の取扱いについて

適用指針案第14項の維持管理費用相当額の取扱いについて、リース料総額に占める割合に重要性が乏しい場合、これをリース料総額から控除しないことができるとされているが、以下のような実務上の事情を鑑み、「重要性が乏しい場合」の判定基準を明らかにしていただきたい。

適用範囲について、「～通常の保守等以外の役務提供が組み込まれていないリース取引」とし、「『通常の保守等』は自動車やコピー機などのリース取引におけるメンテナンスなどを想定している。」とされています。

自動車リースには、一般的な動産などのファイナンス・リースとは別に、リース物件(車両)にメンテナンス・サービスを付加したリース(メンテナンス・リース)があり、車両代金・税金・保険関係費用のほかに、車両の維持管理に関する一切の費用、例えば点検整備・一般修理・車検整備・事故修理・代車提供費用などをリース料に含めて取引するリースもあります。

ところが、リース契約書には、こうした維持管理費用相当額が区分されず、「リース料」として一括して明記されるのが商慣行となっているため、借手が当該取引における維持管理費用相当額の占める割合を個々に算出し、重要性を検討することは困難です。したがって、実務が円滑に進むように、維持管理費用の取扱いにおける重要性の乏しい場合の判断基準を明確にしていきたい。

(2)所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る借手の会計処理の少額リース資産に関する簡便的な取扱いについて

適用指針案第34項(3)の「企業の事業内容に照らして重要性の乏しいリース取引で、リース契約1件当たりのリース料総額(省略)が300万円以下のリース取引」の取扱いについて、実務が混乱するため、「企業の事業内容に照らして重要性の乏しいリース取引」を削除し、実務負担配慮の観点からも「300万円以下のリース取引」を「500万円以下のリース取引」とする金額基準の引き上げをしていただきたい。

自動車リース取引の対象となる車両の購入価額の多くは、一台500万円以下です。自動車リースを利用するユーザーの事業内容はさまざまであり、また、有形固定資産に占める割合は小さくとも、営業車として相当の台数を保有している場合も少なくありません。こうした中で、個々の契約毎に企業の事業内容に照らして重要性を検討し、簡便的な取扱いが適用できるか否かを判定することは、それだけで事務の煩雑化を招き、簡便的な取扱いとしての趣旨から乖離することになります。

そもそも300万円以下の金額自体に重要性がないため、個別に企業の事業内容に照らして検討することは実益がないと考えられます。

簡便的な取扱いを実益のあるものとして頂くため、少額リース資産に関する取扱いは、金額基準のみとし、金額基準においても500万円に引き上げしていただきたい。

なお、上記要望が採用されない場合には、実務対応を可能とするため、「企業の事業内容に照らして重要性に乏しいリース取引」の定義を明示していただきたい。

以 上